

# 「福岡市科学館ロゴデザイン制作業務委託」提案競技 実施要領

この提案競技実施要領は、「福岡市科学館ロゴデザイン制作業務委託」に係る契約相手を選定するための提案競技について、留意すべき事項を定めたものである。

提案競技への参加を希望する事業者は、以下の事項を熟知した上で提案を行うこと。

## 1. 件名

福岡市科学館ロゴデザイン制作業務委託

## 2. 目的

福岡市科学館は、子どもたちを始め市民が科学を体験し、楽しむことを通じて、自由かつ自発的に学習することを支援するとともに、福岡の人及び資源との連携、福岡の将来を担う人材を育成、市民の文化教養の向上への寄与を目的とする施設として整備を行っている。

平成 29 年 10 月開館予定の福岡市科学館のビジョンやミッションを発信していくための効果的・印象的 P R ツールとしてロゴ（ロゴタイプ+シンボルマーク）をデザインし、ロゴを福岡市科学館の交流人口の拡大を図るシンボルとして活用することで、国内外への興味関心と市民意識の高まりを喚起することを目的とする。

## 3. 履行期間

契約締結日から平成 28 年 11 月 30 日まで

## 4. 総事業費

1,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5. 履行場所

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市こども未来局こども部青少年施設検討担当

## 6. 委託内容

- (1) ロゴ（ロゴタイプ+シンボルマーク）デザイン制作
- (2) ロゴマークのデザインガイドライン制作

## 7. ロゴデザインの配慮点

以下に配慮の上、ロゴデザインを行う事。

- (1) 福岡市科学館のコンセプト  
「サイエンス&クリエイティブ FUKUOKA」  
～【科学】と【感性】の交流拠点として、福岡から未来を創造していく科学館～
- (2) デザインの方向性

アジアのリーダー都市を目指す福岡市の新たな科学館として、国内外への興味関心と市民意識の高まりを訴求する魅力あるデザインを求める。

(3) ターゲット

福岡市科学館の主な来場者は小・中学生を想定しているが、幅広い世代の人々をターゲットとしていることに留意すると共に、グローバルな科学館として様々な交流人口にも配慮すること。

(4) 活用の想定

科学館が発行する各種媒体をはじめ、専用HPや屋外サイン、他媒体へのタイアップ掲載などにおいて「顔」とすることができる、将来的に様々な面で活用できることを想定してデザインすること。

(5) ロゴタイプ

以下の文字を使用すること。表示行数はデザインに応じて任意。

(ア) 福岡市科学館 (漢字表記)

(イ) Fukuoka City Science Museum(英語表記)

(6) 参考資料

- ①(仮称)福岡市青少年科学館基本計画概要(平成26年6月26日市議会第2委員会報告資料)
- ②福岡市科学館特定事業要求水準書(抜粋) (平成27年8月6日公表)
- ③福岡市科学館の概要 (平成28年3月16日市議会第2委員会報告資料)

## 8. 特記事項

- (1) 「6. 委託内容」を実施するために必要な経費は、すべて「4. 総事業費」に含まれるものとして見積書に記載すること。
- (2) 製作にあたって利用するデザイン、写真などの著作権や肖像権等の権利関係に関することは、提案者において処理することを前提に提案すること。
- (3) デザイン案の提案数については、1事業者最大2案までとする。ただし、様式5「展開例」については、それぞれにおいて複数の提案を認める。
- (4) デザイン案は、既に発表されているものと同一または類似でないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受託者が負うものとする。
- (5) 本事業の概要については、福岡市ホームページ参照。

※「福岡市科学館特定事業」で検索。

URL : [http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/s-shisetsu/shisei/syobunseibi\\_2.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/s-shisetsu/shisei/syobunseibi_2.html)

## 9. 参加資格

以下のすべてを満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提

案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1, 第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。), 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。), 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者, 手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1, 第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 10. スケジュール

(1) 説明会	平成28年8月9日(火)	13:00開始
(2) 質問の受付	平成28年8月10日(水)～8月16日(火)	12:00まで
(3) 質問の回答・公表	平成28年8月19日(金)	17:00まで
(4) 参加申込	平成28年8月22日(月)～8月31日(水)	17:00まで
(5) 参加辞退	平成28年9月9日(金)	17:00まで
(6) 提案書提出締切	平成28年9月12日(月)	17:00まで
(7) 一次審査(書類審査)結果通知	平成28年9月16日(金)	17:00まで
(8) 二次審査(プレゼンテーション)	平成28年9月21日(水)	
(9) 結果の通知	平成28年9月23日(金)	17:00まで
(10) 制作協議	結果通知後～平成28年11月末日まで	

## 11. 説明会

この提案競技に関する説明会を、下記のとおり実施します。

**この提案競技に参加を希望される事業者は、必ず説明会に出席してください。説明会への出席が無い場合は、本提案競技に参加できません。**

(1) 日時：平成28年8月9日(火) 13:00から

(2) 場所：福岡市役所 15階 1504会議室(住所：福岡市中央区天神一丁目8番1号)

※説明会への出席は1事業者2名までとします。

※説明会当日は名刺をご持参ください。

※説明会へ出席される場合、8月8日(月)12:00までに事業者名及び出席者名をEメール(送付先：[s-shisetsu.CB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:s-shisetsu.CB@city.fukuoka.lg.jp))でお知らせ下さい。

## 12. 質問

(1) 受付期間 平成 28 年 8 月 10 日 (水) ～ 8 月 16 日 (火) 17 : 00

### (2) 受付方法

「16. 提出書類」①質問書 (様式 1) に必要事項を記入し、Eメールで送信すること。送付先の詳細は「20. 問い合わせ先」を参照すること。また、送付の際は、Eメールタイトルを「提案競技質問書【福岡市科学館ロゴ】(会社名)」とし、Eメール送信後に、電話にて受信を確認すること。

### (3) 回答・公表

平成 28 年 8 月 19 日 (金) までに、説明会に参加した全ての事業者の全ての質問に対し、Eメールで回答する。

### (4) 注意事項

受け付ける質問は提案競技実施要領や参加申込書、企画提案書等の記入方法及び手続きなど、当事業の申請に必要と判断される質問のみ受け付けるものとし、次のような質問に対しては回答しない。

- ・提案競技実施要領等に対する質問者の個人的な見解
- ・質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- ・自ら判断又は調査すべきもの
- ・その他提案を選考するにあたって回答することが適当でないと判断されるもの

## 13. 参加申込

### (1) 提出期限・提出方法

平成 28 年 8 月 31 日 (水) 17 : 00 までに郵送 (必着) または持参すること。提出先の詳細は「20. 問い合わせ先」を参照すること。※持参の場合は 9 時～17 時 (土日祝日を除く)

### (2) 提出書類

「16. 提出書類」②～⑪までの書類を提出すること。

## 14. 参加辞退

### (1) 提出期限・提出方法

平成 28 年 9 月 9 日 (金) 17 : 00 までに郵送 (必着) または持参すること。提出先の詳細は「20. 問い合わせ先」を参照すること。※持参の場合は 9 時～17 時 (土日祝日を除く)

### (2) 提出書類

「16. 提出書類」⑫参加辞退届 (様式 4) の書類を提出すること。

なお、参加を辞退する場合においても、参加申込時に提出された書類等は返却しない。

## 15. 提案書類の提出

提案書の作成にあたっては、上記「2. 目的」及び「6. 委託内容」並びに「7. ロゴデザインの配慮点」を踏まえ、様式 5 から様式 6 に従い作成すること。なお、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。

### (1) 提出期限・提出方法

平成 28 年 9 月 13 日 (火) 17 : 00 までに郵送 (必着) または持参すること。提出先の詳細は「20. 問い合わせ先」を参照すること。※持参の場合は 9 時～17 時 (土日祝日を除く)

## (2) 提出書類

「16. 提出書類」⑬～⑲までの書類を提出すること。

### 16. 提出書類

番号	書類名	様式	部数	提出上の注意
①	質問書	様式 1	任意	
②	参加申込書	様式 2	1 部	代表者印を押印すること。
③	会社概要	任意	1 部	任意様式。業務内容が分かるパンフレット・HPの写し等でも可。
④	登記事項証明書 (法人の場合)	原本	1 部	・法務局発行の現在全部事項証明書を提出すること。(履歴事項全部証明書でも可)
⑤	身分証明書及び 登記されていないこと の証明書 (個人の場合)	原本	1 部	注 1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。 注 2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。
⑥	市町村税を滞納 していないこと の証明書	原本	1 部	・福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。 ・上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
⑦	消費税及び地方 消費税、法人税 (個人の場合 は、所得税)の 納税証明書	原本	1 部	・本社所在地の所轄の税務署発行の証明書 ・証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。 ※申請手続きは国税庁ホームページ「納税証明書の交付請求手続き」をご覧ください。
⑧	委任状	様式 3-1	1 部	・この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式 3-1 により委任状を作成して提出すること。
⑨	誓約書	様式 3-2		・様式 3-2 に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
⑩	役員名簿	様式 3-3		・様式 3-3 に、代表者及び役員(7の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。 ・この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。 ・役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。
⑪	直近の決算 2 年 分の財務諸表の 写し	様式 3-4		・法人の場合は、直近 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。 ・個人の場合は、様式 3-4 をもとに作成のうえ提出すること。
⑫	参加辞退届	様式 4	1 部	代表者印を押印すること。
⑬	ロゴ提案書(紙 媒体)	様式 5	8 部	・様式 5 に記載された条件を守ること。 ・事業者名は 1 部のみ記入し、残りの 7 部は全体にわたって事業者名が分からないようにすること。

⑭	ロゴ提案書・図案（電子媒体）	電子	1部	・ロゴ提案書及び図案のPDFデータをCD-R（1枚）で提出すること。
⑮	業務推進体制表	様式6	8部	
⑯	作業スケジュール	任意	8部	A4片面1枚とすること。
⑰	デザイン業務実績	任意	8部	カラー印刷A3片面2枚とし、事業者もしくは図案を製作したデザイナーが手掛けた実績事例（ロゴ、その他各種デザインの一部）を、作品図を踏まえて紹介する資料を提出すること。
⑱	参考見積書	任意	2部	代表者印を押印すること。
⑲	随意契約伺（福岡市様式第10号）		1部	（上記参考見積書とは別に）事業者名を記載し代表者印を押印すること。

注）上記番号④～⑦は、発行後3か月以内の原本を提出すること。（コピー不可）

## 17. 選考

### （1）一次審査（書類審査）

提案者が多数である場合、提出書類をもとに書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション）参加対象者を選抜します。二次審査参加対象者は概ね5社以内とし、選考結果は、審査後、9月16日（金）17：00までに、全提案者にEメールで通知します。

### （2）二次審査（プレゼンテーション）

①実施日時：平成28年9月21日（水）【午後予定】

②実施場所：福岡市役所庁舎内会議室【未定】

注）プレゼンテーションの詳細な時間・場所は、一次審査結果通知と合わせ、電子メールで通知します。

③説明：20分（提案説明10分 質疑10分）、出席者は1団体2名までとする。

④その他：事前に提出した提案書をもとに説明すること。ただし、すでに提案しているものを補足するような資料があれば別途用いても構わないが、新たな提案は認めない。プロジェクター及びスクリーン等は、市が用意する。説明用パソコンは、各自用意すること。説明用アプリケーションは、特に問わない。

### （3）審議

福岡市が設置する「福岡市科学館ロゴデザイン制作業務委託」事業者選考委員会を開催し、最も優れた事業者を選考する。

### （4）選考結果の通知

平成28年9月23日（金）17：00までに電子メールにて連絡する予定です。

なお、電話による結果の問い合わせは受け付けないものとする。

### （5）審議に付する事項

提案書の内容について、「評価表」に示す評価項目について、評価指標を基に得点（加点）を付与し、その合計を評価点とするとともに、評価項目について総合的に審議し、最優秀提案者を選考する。

## 評価表

評価項目(案)	加点項目
<b>合計</b>	< <b>200</b> >
<b>① 事業者の実務能力</b>	( <b>50</b> )
・ 業務を推進する能力があるか	30
・ デザイン経験がどの程度あるか	20
<b>② 提案デザインについて</b>	( <b>145</b> )
・ 福岡市科学館のビジョンを十分に反映したコンセプトとなっているか	60
・ 幅広い世代に愛着と興味を喚起できるものになっているか	45
・ VI展開に対応できるイメージとなっているか	40
<b>③ 提案価格について</b>	( <b>5</b> )
・ 適正な価格で提案されているか	5

### 18. 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員などに対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。

### 19. 留意事項

- (1) 本提案競技に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 応募作品は未発表かつ自作のものに限る。
- (5) 審査結果通知後、採用された提案書をもとに福岡市と受託者が協議しながらロゴデザインに関する業務を行うものとし、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (6) 採用された提案書等の著作権は福岡市に帰属する。
- (7) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 提出された提案書等は、福岡市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (9) 本提案競技は最優秀提案者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (10) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については別途協議の上福岡市が定める。

### 20. 問い合わせ先

福岡市子ども未来局子ども部青少年施設検討担当

担当：藤村・大木

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL：092-711-4482 FAX:092-733-5534

MAIL：s-shisetsu.CB@city.fukuoka.lg.jp